

白山市監査公表第7号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和6年9月30日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

定例監査結果報告書

1 白山市監査基準への準拠

白山市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項並びに第4項に基づく定例監査及び行政監査

3 監査の対象

対象部署	対象範囲
美川支所総務課 美川支所市民福祉課 吉野谷市民サービスセンター市民サービス課 尾口市民サービスセンター市民サービス課 白峰市民サービスセンター市民サービス課 美川コミュニティセンター 尾口コミュニティセンター 白峰コミュニティセンター 湊児童館	令和5年度中に執行された所掌事務 事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

<主な監査項目>

- (1) 財務に関する事務の執行状況
- (2) 契約に関する事務の執行状況
- (3) 財産管理及び施設維持管理状況
- (4) その他必要と認める事項

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局及び監査対象部局等
- (2) 実施日程 令和6年5月28日から令和6年9月30日まで

7 監査の結果

財務に関する事務等については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項及び監査に際して見受けられた事務処理上注意すべき軽微な事項については、当事者に対して改善又は検討を促したので、記述を省略した。

(1) 財務に関する事務

〔指摘〕

手取公園施設に係る利用料金について、その徴収時期に関して過去の監査においても注意を促したところであったが、今回その保管に関しても不適切な状況が見受けられた。

利用料金は、ほかならない公金であるということを今一度認識され、適切な時期にこれを徴収することはもとより、収入金は速やかに収納処理を行うなど、一連の事務を改善する必要がある。

【美川支所総務課】

(2) 契約に関する事務

〔指摘〕

随意契約の運用について、再三注意を促してきたところであったが、適切とは言いがたい状況が見受けられた。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守することはもとより、前例踏襲に留まることなく、時勢の変化を捉えた上で業務の検証にも十分に意を払い、客観的視点に立った適正な事務執行となるよう改善する必要がある。

【美川支所総務課】